

意見の概要	措置内容	措置状況
（２）要援護者支援活動への本市の体制及び仕組みの充実 ①地域要援護者支援活動への支援策 ア 区総合防災訓練での要援護者支援訓練の実施 いくつかの区においては、モデル地区を指定し、区役所はもとより、要援護者支援団体として想定される、防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会などの地域団体や障がい者団体とも連携し、実際に要援護者も参加した情報伝達・避難誘導・安否確認などの訓練を実施しており、その取り組みを全域的に拡充していくことも効果的と考えられる。 今後とも、区総合防災訓練等については、地域住民や要援護者等の参加も求め、要援護者支援訓練も実施されたい。 （各区総務課）	要援護者支援訓練については、地域における訓練がより効果的と考え、すでに要援護者を巻き込んだ訓練を実施している地域の取り組み方法などを実施について検討している地域へ情報提供するよう努めた。 今後も引き続き区内全域に拡充していけるよう働きかけていく。 （東灘区総務課）	措置済
②地域防災計画の見直し等 ア 災害時要援護者支援のための横断的組織の確立 支援条例第３条では、「市は、要援護者への支援業務に係る横断的組織の確立（中略）を図り、支援業務に必要な情報の共有及び活用に努めなければならない。」と規定されている。 ガイドラインの策定にあたっては要援護者支援に係る部局で検討会を立ち上げ横断的に取り組むとともに、ガイドラインでは平常時における庁内の役割分担を定めている。 ついで、地域防災計画においても、要援護者支援に係る横断的組織について、その構成及び役割を明記されたい。 （危機管理室、保健福祉局計画調整課）	神戸市地域防災計画 共通編（平成26年12月）の147ページに事業の推進体制及び役割を規定した。 （危機管理室、保健福祉局計画調整課）	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
イ 要援護者支援団体の役割 現行地域防災計画「9-6 災害時要援護者の支援に向けた平常時からの取り組み」において、「災害時要援護者支援のための体制づくりの推進」、「災害時要援護者リストの整備」、「福祉避難所（要援護者用避難所）の指定」については規定されているが、条例で規定された要援護者支援団体の役割及び本市による支援措置については、記載されていない。これらについても、地域防災計画において、明記されたい。 （危機管理室、保健福祉局計画調整課） エ 福祉避難所運営マニュアルの作成 厚生労働省の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」等を参考に、具体的な受入れ手続き、物資・器材の備蓄、対象者の移送手段、運営方法、専門的な技術を要する人材の確保、提供する福祉サービスなど福祉避難所に関する運営マニュアルの策定を検討されたい。 （保健福祉局計画調整課）	神戸市地域防災計画 共通編（平成26年12月）の147ページに要援護者支援団体の活動内容（役割）を規定し、同149ページに支援団体への支援内容について規定した。 （危機管理室、保健福祉局計画調整課） 福祉避難所のうち、福祉施設については、神戸市老人福祉施設連盟の加盟施設に対する運営マニュアルを平成25年度末に策定したところである。平成26年度は、要援護者の移送協力を内容とした災害協定を県タクシー協会と締結したほか、簡易ベッドや簡易トイレなど要援護者物資の備蓄を備蓄拠点に整備した。 （保健福祉局計画調整課）	措置済 措置済
③区役所の防災福祉機能の向上 ア 防災福祉関係実務者（係長、担当者）間の情報の共有化 各区において、課長会等での情報共有化及び事業の総合調整を進めているものの、防災福祉関係実務者（係長、担当）間のコミュニケーションが緊密ではない面も見られ、その役割の認識や事業情報及び地域情報の共有化などが、必ずしも十分に図られているとはいえない。ついては、なお一層の情報の共有化及び事業協力を図られたい。 （各区総務課）	防災福祉関係実務者間の情報の共有化については、関係各課の係長、担当者、並びに地域等の代表者も交えた実務者会議を適宜開催することとし、互いの役割認識や今後の事業の進め方などの情報共有を図ることとした。 （東灘区総務課）	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
イ 区役所の防災福祉機能の検証 区役所の防災・災害救助業務は広範囲でかつ専門的であるが、近年、阪神・淡路大震災を経験した職員が少なくなっていることから、区役所における防災機能の維持が困難になることが懸念される。 区役所の防災福祉機能・体制のあり方、危機管理室との関係、地域の防災訓練のあり方などを検証し、区役所の防災福祉機能の一層の向上を図りたい。 (各区総務課)	地震・津波のみならず近年大雨による土砂災害の危険性も高まっている。危機管理室や消防署などとも連携し、災害発生時における区役所の防災体制（配備人員や役割）を強化する方向で見直しを図った。 (東灘区総務課)	措置済
	区の防災福祉機能・体制等については、(危機管理室所管の)神戸市地域防災計画に定められており、区の防災組織体制を見直し、新たに副区長を防災担当部長として位置付け、早期避難体制の確立や効果的な情報収集・連絡調整体制の確立等防災体制の強化を図ることとした。 今後とも、危機管理室や関係機関と緊密に連携しながら、地域の実情に応じた、区役所の防災福祉機能の向上を図っていきたい。 (中央区総務課)	措置済